

奈良県告示第四百四十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十七年二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
桜井食品衛生協会	桜井市大字栗殿一〇〇〇番地 桜井保健所内	橿原市常盤町六〇五番地の五 中和保健所内